

「チャレンジ!!コンテナ」の運営及び出店者の義務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、「チャレンジ!!コンテナ」の運営及び出店者の義務に関し必要な事項を定めるものとする。

(出店期間)

第2条 出店期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間とする。出店の最小単位は1日とし、最長で1か月間とする。

(営業時間)

第3条 チャレンジ!!コンテナの営業時間は、次のとおりとする。

11時～19時の時間帯で最低5時間は営業すること。

(家賃)

第4条 家賃は、出店期間内の総売上額の5パーセントとし、退店日から5日以内に事務局に完納しなければならない。

(出店者の遵守事項)

第5条 出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 佐賀市まちなか再生会議及び佐賀市、ユマニテさがが行う各種事業（イベント）に積極的に協力すること。
- (2) 店舗、周辺通路の清掃並びに整頓を行なうこと。
- (3) 営業開始時刻の30分前に出勤し、店内清掃等、開店準備を整えること。
- (4) 区画をはみ出した商品陳列をしないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと（店舗内禁煙）。
- (6) 所定の場所以外で水又は火気を使用しないこと。
- (7) 営業時間中は無断で店舗を空けないこと。店舗を短時間空ける場合は、コンテナスタッフを通して、事務局の承諾を得ること。
- (8) 決定された店休日以外の日に無断で休業しないこと。休業する場合は、原則1週間前までに事務局までその旨を届け出、承認を得ること。
- (9) その他店舗の運営上、不適當な行為をしないこと。

2 事務局は、出店者が前項の規定に違反した場合は、出店者に対して指導を行うものとし、改善されない場合は退店を命ずることができる。

(事務局の承認)

第6条 出店者は、次に掲げる場合において、事務局の承認を受けなければならない。

- (1) 決定された店休日以外で休業する場合
- (2) 期間中アルバイトにチャレンジ!!コンテナを任せる時間又は日がある場合
- (3) 賃貸契約期間満了前に退店しようとする場合
- (4) その他チャレンジ!!コンテナの運営に影響があると見込まれる場合

(5) 特別の設備（既存の設備に造作を加えないものに限る。）を設置する場合。

（転貸等の禁止）

第7条 出店者は、その地位を譲渡し又は転貸してはならない。

（損傷及び滅失の届出）

第8条 チャレンジ!!コンテナの施設や附属設備等を破損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を事務局に届け出て、その指示に従わなければならない。

（退去届）

第9条 出店者は、店舗の賃貸契約期間満了前に、退店しようとする場合は、退店日の1週間前までに事務局に届け出なければならない。

（細則）

第10条 この規程に定めがない事項については、事務局と出店者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年9月1日から施行する。